

## 森林ふれあい推進事業実施要領の運用について

〔平成元年6月12日元林野業二第147号  
林野庁業務第二課長より各営林(支)局総務部長あて〕

〔最終改正〕令和2年12月24日 2林国経第112号

森林ふれあい推進事業については、「森林ふれあい推進事業の実施について」（平成元年6月12日付け元林野業二第147号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）をもって通知しているところであるが、その運用について下記によることとしたので、適切に処理されたい。

### 記

#### 1 事業の内容

本事業として行うイベントの内容については、実施要領第4の1の(1)に基づき地方公共団体、教育機関等（以下「地域関係者等」という。）からの要請に基づき連携してイベントを実施する場合（以下、「連携イベント」という。）は、地域関係者の要請やニーズ等によるものとする。

なお、森林・林業の啓発・普及活動として森林管理局、森林管理署若しくは支署、森林管理事務所、森林生態系保全センター又は森林ふれあい推進センター（以下「森林管理局等」という。）において、実施要領第4の1の(2)に基づき、森林管理局等の長（以下「森林管理局長等」という。）が適当と認める営利を目的としない法人又は団体（以下「団体等」という）を公募し、これと協定を締結して共催等により実施する場合（以下、「協定イベント」という。）又は、実施要領第4の2に基づき職員自らの実行によりイベントを実施する場合（以下「主催イベント」という）にあつては、これまでの取組内容等を勘案して決定するものとする。

#### 2 事業実施計画の作成等

(1) 森林管理局長等は、実施要領第4の1の(2)又は4の2に基づくイベントを実施する場合は、別紙標準様式(1)によりふれあい推進事業実施計画を作成するものとする。

この場合において、森林管理署若しくは支署、森林管理事務所、森林生態系保全センター又は森林ふれあい推進センター（以下「森林管理署等」とする。）の長（以下「森林管理署長等」）は、作成したふれあい推進事業実施計画を森林管理局長へ報告するものとする。

(2) 森林管理局長は、(1)により作成したふれあい推進事業実施計画をとりまとめ、翌年度の森林管理局管内のふれあい推進事業実施計画を別紙標準様式(1)により作成する

ものとする。

- (3) 森林管理局長等は、森林ふれあい推進事業を実施した場合には、別紙標準様式(2)によりふれあい推進事業実施報告を作成するものとする。

この場合において、森林管理署長等は、作成したふれあい推進事業実施報告を森林管理局長へ報告するものとする。

- (4) 森林管理局長は、(3)により作成したふれあい推進事業報告をとりまとめ、当年度の森林管理局管内のふれあい推進事業実施報告を別紙標準様式(2)により作成するものとする。

### 3 イベントの実施箇所の選定

- (1) 森林管理局長等は、イベントの実施箇所の選定に当たっては、イベントへの参加者の安全に十分配慮した箇所を選定するものとする。

- (2) 実施箇所は、原則として国有林野内とする。

ただし、イベントの一環として、地方公共団体又は他の団体等の施設等の利用を計画することができるものとする。

この場合、地方公共団体又は他の団体等と連絡・調整を行うものとする。

- (3) 森林管理局長等は、隣接森林管理局等内に実施箇所を選定しようとする場合は、当該森林管理局長等と十分に意思疎通を図るものとする。

### 4 協定イベントの実施団体の選定

- (1) 公募

森林管理局長等は、協定イベントを実施する場合は、原則として、別紙標準様式(3)により、団体等を公示により募集し、別紙標準様式(4)により当該団体等と協定を締結した上で、共催等により実施するものとする。

- (2) 選定

森林管理局長等は、応募の際に提出された参加申込書の内容が、本事業の趣旨に相応しいものであるかを審査し、次の条件を全て満たす団体等を選定するものとする。

ア 従来から、森林を利用した活動等を実施しており、森林とのふれあいを促進させるプログラムを実施している団体であること。

イ 森林、林業等について、適切に説明ができる森林インストラクター等の資格者を有している団体であること。

ウ 国有林野事業を熟知し、国と連絡・調整を行うことができる団体であること。

エ その他森林管理局長等が定める条件に合致した団体であること。

### 5 イベントの参加費の算出及び徴収

- (1) 協定イベントの参加費は、参加者の保険料・通行料・施設入場料、森林インストラクター等の雇用等にかかる諸経費（直接人件費及び旅費・保険料等）及び資料・機材等の提供に要する経費について、消費税相当額により算出した実費とし、団体等が参加者から徴収するものとする。

- (2) 連携イベント及び主催イベントの参加費は無料とする。ただし、イベントの実施箇

所や内容等によって、保険料・通行料・施設入場料等が必要となる場合は、その都度、参加者から所要額を徴収するものとする。

- (3) 上記(1)(2)のイベントにあたって、鉄道・バス等の運送サービスやホテル・旅館等の宿泊サービスの手配を伴うツアー（以下「ツアー」とする。）を実施する場合は、旅行業法（昭和27年7月18日付け 法第239号）第3条に基づき、その旅行費用については、旅行業の登録を受けた団体等が算出し、参加者から徴収するものとする。

なお、「国民の森林」としての管理経営を推進し、森林とのふれあいについての国民的要請に応えるために行うイベントであって、森林管理局長等が実質的に当該イベントの企画・運営に関与するなど、営利性、事業性がないと総合的に判断されるものについては、旅行業法の適用がないとされていることから、旅行業の登録を受けた団体等による旅行費用の算出及び徴収の必要はない。

## 6 イベント開催に当たっての留意事項

- (1) 森林管理局長等は、協定イベントを実施する場合は、団体等に別紙標準様式(5)によりイベント実施計画書を作成させるものとする。

なお、協定イベントの実施に当たっては、森林管理局長等は、団体等の作成するイベント実施計画書について、必要に応じて助言を行うものとする。

- (2) 森林管理局長等は、協定イベントを実施した場合は、団体等に別紙標準様式(6)によりイベント実施報告書を提出させるものとする。

- (3) 森林管理局長等又は団体等は、イベントの実施に当たっては、イベントの規模、内容等に応じて森林インストラクター、補助者等を配置するものとする。

- (4) イベントの実施において団体等から森林管理局長等に協力要請があった場合は、適宜協力を行うものとする。

- (5) ツアーを旅行業法の登録を受けていない団体等が実施する場合は、旅行業法施行要領（平成17年2月28日付け 国総旅振第386号）第1 定義（法第2条）における2企画旅行契約（法第2条4項）3）（4）に基づき、別紙標準様式（7）のいずれかの参加募集の広告表示を行うものとする。

- (6) 森林管理局長等は、必要と認める場合は貸切バス等の借り上げ料を支出することができるが、この場合においても、バス運送サービスの手配については、旅行業の登録を受けた団体が行うものとする。

- (7) 実施要領第6の1の安全の確保については、次の事項に留意するものとする。

ア 森林管理局長等は、林道、歩道を含めイベント会場となる箇所については、事前に調査を実施し、適正な措置を講じること。

なお、協定イベントを実施する場合、イベント会場となる箇所については、団体等が事前調査を実施すること。

イ 森林管理局長等又は団体等は、イベントの実施に当たり、参加者に対して安全講話を実施すること。

ウ 森林管理局長等又は団体等は、イベントの内容に応じ、必要な保護具を用意して参加者に貸与し、その着用を義務づけること。

エ 森林管理局長等又は団体等は、参加費には、傷害保険等必要な保険料を含めるも

のとし、参加者に保険に加入させること。

(8) 入林の連絡

団体は、イベント実施等のため国有林野へ入林する場合は、前もって当該国有林野を管理する森林管理署長等に連絡するものとする。

(9) 「国民の森林」としての管理経営を推進し、森林とのふれあいについての国民的要望に応えるために行うイベントであって、森林管理局長等が実質的に当該イベントの企画・運営に関与するなど、営利性、事業性がないと総合的に判断されるものについては、旅行業法の適用がないとされていることから、(5)及び(6)の手続を行う必要はない。

別紙標準様式（1）

年度 ふれあい推進事業実施計画

〇〇森林管理局等

番号	イベント名	実施主体	実施場所	実施年月日	イベント実施事業体 (森林管理局等又は団体名)	イベント の内容	集合解散 の場所及 び時刻	参加費	募集 定員	備考



## 別紙標準様式（3）

### イベント実施団体の募集について（公示）

年 月 日  
〇〇森林管理局等

下記のとおり、令和 年度の森林ふれあい推進事業のイベント実施に当たり、〇〇森林管理局等と協定を締結して共催等によりイベントを実施していただく団体等を公募します。

#### 記

#### 1. イベント実施団体の役割

イベント実施団体（営利を目的としない法人又は団体）においては、森林管理局長等と協定を締結していただき、団体の創意工夫により、国有林をフィールドとして、森林・林業の理解促進に資するイベントの計画・実施していただきます。

#### 2. 応募資格（以下の条件を全て満たすこと。）

- （1）従来から、森林（民有林又は国有林等）を利用した活動等を実施しており、森林とのふれあいを促進させるプログラムを実施している営利を目的としない法人又は団体等であること。
- （2）森林、林業等について、適切に説明ができる森林インストラクター等の資格者を有している団体であること。
- （3）国有林野事業を熟知し、国と連絡・調整を行うことができる団体等であること。

#### 3. 実施箇所

〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇国有林

ほかの場所にも実施可能ではありますが、安全等の面から修正をお願いすることもありますのでご承知おき下さい

注：実施箇所等を限定する場合に適宜記載。

#### 4. 参加費の設定

参加費の金額については、参加者の保険料・通行料・施設入場料、森林インストラクター等の雇用等にかかる諸経費（直接人件費及び旅費・保険料等）及び資料・機材等の提供に要する経費について、消費税相当額により算出した実費とします。

参加者から徴収する参加費は、団体等において決定していただきます。

また、参加費の徴収等の事務については、団体等を実施いただきます。

5. 応募の方法

本事業に参加を希望される団体等は、下記の記載例により書面で応募して下さい。

6. イベント実施団体の決定方法

参加申込書に記載された内容が、本事業の趣旨に添ったものであり、十分実現性を有しているか否かを審査し、森林管理局長等が適当であると認める団体等をイベント実施団体として決定します（イベント実施団体に決定された後、イベント実施計画書を作成していただくことになります。なお作成していただいたイベント実施計画書については助言させていただきます。）。

7. 応募の締め切り

令和 年 月 日（ 曜日）

8. 留意事項

イベントの実施に当たっては、別に〇〇森林管理局等において、フィールドの提供のほか、以下の機材、人員等を手配することとしています。

イベント実施団体では、このほか必要となる機材・人員等を自己の負担により準備いただきます。

- ・貸切バス〇台（バス運送サービスの手配については、旅行業の登録をうけた団体が行うものとします。）
- ・配布資料〇部
- ・ヘルメット〇個
- ・外部講師〇人 等

（注）その他必要に応じて適宜記載。

9. 応募に関する問い合わせ

イベント実施団体への応募について、詳しくお知りになりたい方は下記にご連絡下さい。

〇〇森林管理局等 〇〇課 〇〇係  
〒〇〇〇-〇〇〇〇 住 所  
T E L F A X

森林管理局長等 あて

令和 年 月 日

住 所  
称 号

代 表 者  
電 話 番 号

イベント実施団体参加申込書

令和 年 月 日付けで公示のあった森林ふれあい推進事業のイベント実施団体に応募します。

1. 国有林内で実施するイベントの概要（森林とのふれあいプログラム）

2. 森林を利用した主な活動状況等

3. 資格者の状況（森林インストラクター等）

4. 参加費（実費）内訳

（添付資料）

- ・団体等の概要がわかるもの（設置規約、定款など）
- ・過去〇年間の活動実績がわかるもの 等を適宜記載。

## 別紙標準様式（４）

### イベント実施協定書（標準例）

〇〇森林管理署長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、ふれあい推進事業によるイベント実施に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### 第１（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力に基づき、共催等によりイベントが円滑に実施されることを目的とする。

#### 第２（イベントの実施箇所、名称）

乙は、〇〇森林管理署〇〇国有林〇〇林小班にて実施するものとする。  
なお、イベントの名称は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」とする。

#### 第３（イベント実施計画書の提出）

乙は、イベントの実施にあたって、別紙標準様式（５）によりイベント実施計画書を作成し、甲と調整の上、協定締結から１４日以内に甲に提出するものとする。また、イベント内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

#### 第４（活動実績の報告）

乙は、イベント実施実績について、別紙標準様式（６）によりイベント実施〇〇日後までに甲に報告するものとする。

#### 第５（イベントの実施）

- 乙は、実施計画及び書別紙実施仕様書に沿ってイベントを実施するものとする。
- 甲、乙は、適切な連絡調整を図りながら、イベントの円滑な実施に努めるものとする。
- 乙は、イベントを行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守し活動を実施するものとする。

#### 第６（情報の保持）

乙は、イベントの実施に伴い知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。

#### 第７（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、内容、入林期間等を、甲又は現地を管轄する森林管理署等に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

#### 第８（安全確保等の措置）

- 乙は、イベントごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 乙は、イベントの実施箇所について、事前調査を実施し、安全に対して適切な措置を講じなければならない。

- 3 乙は、本協定に基づくイベント参加者の安全を責任をもって確保するものとし、イベント実施中の事故についての一切の責任を負うものとする。

#### 第9（経費の負担）

イベントの実施に要する経費は、乙が負担するものとする。また、参加費の徴収、管理は乙が行うものとする。

#### 第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所土地、立木等についての所有権及び、イベントにより生ずる全ての権利を有しないものとする。

#### 第11（法令等の遵守）

乙は、イベントの対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

#### 第12（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、イベント実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、イベント参加者に対して、イベントに伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

#### 第13（損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

#### 第14（イベントの円滑な実施への協力）

甲は、イベントが円滑に実施されるよう、イベントの開始に当たっての現地案内及び説明並びに実施計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

#### 第15（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に通知するものとする。

- 1 イベントの実施に当たり法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいたイベントの実施の見込みがない、又はイベントの円滑な実施に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 イベントを実施する国有林野の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 協定イベントの実施団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不相当であると認められる場合

第16（協定の有効期間）

この協定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで効力を有するものとする。

第17（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲） 〇〇 森林管理局長等 印

（乙） 〇〇〇〇 代表 住所 印  
氏名

（注） 本様式は標準例であり、使用に当たっては、各イベント実施業務の実情等により、各条項を適宜修正のうえ使用すること。

実 施 仕 様 書

(目的)

第1条 このイベントは、森林ふれあい推進事業の一環として実施しているものであるため、乙は、イベントの参加者にとって、安全かつ意義あるものになるよう誠意をもって、その実施に当たらなければならない。

(保険の加入)

第2条 乙は、イベント実施に当たり、イベント参加者を保険に加入させるものとする。

(参加費の設定等)

第3条 乙は、インストラクター等の直接人件費及び旅費、保険料、通行料、施設利用料、資材・機材等の提供に要する経費、消費税相当額から算出した実費により1人当たりの参加費を設定するものとする。

2 イベントの参加費は、乙において各社等に対し支払うものとする。

(参加者の募集)

第4条 参加者の募集は乙が行うものとする。なお、乙は、参加者の募集に当たり、募集用案内の案を1部作成し甲に提出するものとする。

2 定員は〇名、最小催行人数は〇名とし、〇名に満たない場合、若しくは、〇名を超えた場合であっても、甲、乙協議の上、同意できた場合は催行するものとする。

(参加者の把握、参加者の徴収及びキャンセルの取扱い)

第5条 参加者の把握は乙が行うものとする。また、甲に申し込みがあった場合は速やかに乙へ連絡し、申し込み状況について意思疎通を図るものとする。

2 参加費の徴収、管理は乙が行うものとし、キャンセルが発生した場合の返金等についても乙がこれに対応するものとする。この場合のキャンセルの手数料は、乙が示す基準で実施するものとし、募集用案内に明記して周知するものとする。

3 参加者が確定し実施〇〇日前には、集合場所・時間や参加に当たっての諸注意、キャンセルの場合の取扱い、当日の連絡先等を周知するものとする。

(荒天等によるイベントの中止・延期)

第6条 荒天等によりイベントの中止・延期が必要となった場合は、乙は、甲と協議してその取扱いを決定し、速やかに参加者に連絡するものとする。

なお、中止・延期に伴い発生する一切の経費は乙の負担によるものとし、参加費の返還は乙の責任において実施するものとする。

(安全講話の実施)

第7条 乙は、イベントの当日、参加者に対し、安全講話を実施するものとする。

(安全の確保)

第8条 乙は、イベント実施中、気象の変化等に注意し、参加者の安全を図らなければならない。

(緊急体制の整備)

第9条 乙は、イベント参加者の負傷発病に際し、迅速適切な措置がとれるよう緊急体制を整備しておかなければならない。

(立竹木の保護)

第10条 乙は、イベント実施箇所等の立竹木及び施設等に対する人為的損傷を防止するよう努めなければならない。

(山火事防止等の措置)

第11条 乙は、イベント参加者に対し、たばこの投げ捨て禁止等、火の始末の注意を呼びかけ、山火事防止に万全を期すとともに、万一山火事が発生した場合には、直ちに消防機関及び甲に連絡しなければならない。

2 乙は、イベント実施に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、環境美化に努めるものとする。

(イベント実施の報告)

第12条 乙はイベントを実施した場合は、その内容等を速やかに甲に報告するものとする。

別紙標準様式（5）

〇〇森林管理局長等 殿

住 所  
称 号  
代 表 者  
電 話 番 号

令和 年度 イベント実施計画書

年 月 日に協定を締結したふれあい推進事業におけるイベントについて、協定書第3条に基づきイベント実施計画書を提出します。

イベント名	実施主体	実施場所	実施年月日	イベントの内容	集合解散場所	参加費 (見込)	募集定員

※参加費（見込）の積算資料を添付すること

別紙標準様式（6）

〇〇森林管理局長等 殿

住 所  
称 号  
代 表 者  
電 話 番 号

年度 イベント実施報告書

年 月 日に協定を締結したふれあい推進事業におけるイベントについて、協定書第4条に基づきイベント実施報告書を提出します。

主催者名	イベント名	実施場所	実施年月日	イベント実施事業体（団体名）	イベントの内容	集合解散の場所及び時刻	参加費	参加人数

※イベントの収支報告書を添付すること。

## 別紙標準様式（7）

鉄道・バス等の運送サービスやホテル・旅館等の宿泊サービスの手配を伴うツアーを実施する場合の参加募集広告例

### 【例1：旅行の企画・実施を旅行業者を含むものとし、費用を全額旅行業者に支払う】

□□森林散策ツアー 参加者募集

共同企画：[協定イベントの場合] ■■■ネットワーク（団体等名）、[連携・主催イベントの場合] ■■■森林管理署、(株)○○○旅行社（旅行業者）

旅行企画・実施：(株)○○○旅行社

費用：全費用

費用支払先：(株)○○○旅行社

### 【例2：費用、責任をイベント部分と旅行企画・実施部分に分けて表示する】

□□森林散策ツアー 参加者募集

イベント企画：[協定イベントの場合] ■■■ネットワーク（団体等名）、[連携・主催イベントの場合] ■■■森林管理署

旅行企画・実施：(株)○○○旅行社（旅行業者）

費用：イベント参加費と旅行費用を分離表示

費用支払先：旅行費用については旅行業者

### 【例3：旅行の企画・実施部分を含まない企画とする】

□□森林散策ツアー 参加者募集

イベント企画：[協定イベントの場合] ■■■ネットワーク（団体等名）、[連携・主催イベントの場合] ■■■森林管理署

費用：イベント参加費のみ

旅費についての表示（例）：イベント参加者は、(株)○○○旅行社（旅行業者）が旅行企画・実施する××ツアー（△△円）に参加できます。（別途、(株)○○○旅行社に申し込んでいただきます。）